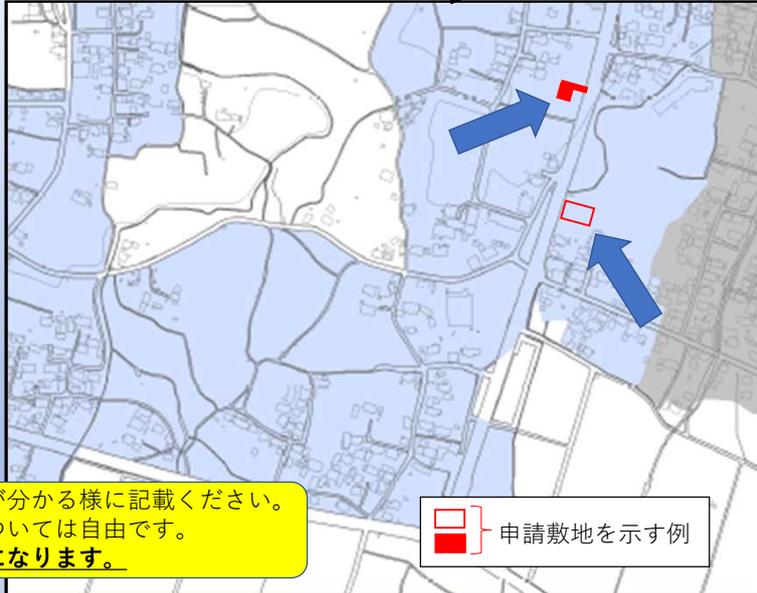


11号条例による許可申請書類について

- ▶ R6.4.1以降の申請からは、市HP上に公表されている区域図に申請敷地を表記して申請してください。
- ▶ 50戸連たん図は不要となります。

Point !

- ・申請敷地外形が分かる様に記載ください。
- ・色の中抜きについては自由です。
- ・色は原則赤色になります。



図：市HP上に公表される1/5000の図面の1例。
(道の駅どまんなかたぬま周辺)

申請の注意点

- ▶ 申請区域が建築基準法第42条各項の道路に接しているかご自身で確認ください。

例) 11号条例区域内であっても建築基準法外道路に接道している場合は、開発許可等の申請はできません。

- ▶ 申請区域が11号条例区域を跨ぐ事は原則出来ません。

☆区域界については都市計画課窓口にて確認してください。

